

Clip!

都留市ふれあい集会を開催しました

問合せ先：行政管理課
秘書・広報担当



5月28日(水)、大津集会所において、開地地区の方々を対象とした「都留市ふれあい集会」を開催しました。

堀内市長の市政運営に関わる「創ります！豊かな産業のあるまち」「輝かせます！都留の誇り」「育みます！やさしさと元気のまち」「実行します！新しいステージへ」の4つのコンセプトに対する具体的な構想を交えながら紹介し、それに対して市民の皆さまからご意見をいただくという形式で開催をしました。

■ 今回の対話内容としては、

- ・ 児童数減少に伴う都留文科大附属小学校の学区の見直しや特色ある学校としてのアピール方法について
- ・ リニア実験線付近に計画されている農林産物直売所や農業施策の具体的な現状について
- ・ 循環バスに代表されるような地域住民の足となる交通手段の確保について
- ・ 居場所整備事業などの健康予防対応について
- ・ 平日や休日など地元消防団が不在時の対応方法について
- ・ 文字を大きくした見やすい広報について

などいろいろな事柄について積極的な対話ができました。ご参加いただきました皆さん、大変ありがとうございました。ごさいました。

なお、今回のふれあい集会で話



今後1〜2カ月に1回のペースで開催します

この集会は、市長が地域などに直接出向き、皆さんの意見に直接聴くことにより市政に反映させる、「市民総参加の市政」を実現することを目的として開催しているものです。

これは、地域や、市民団体など、あらゆるグループの方々と市長が直接対話をする事で、市民の皆さんの声を市政に反映させながら、これからの都留市を共に築き上げていこうという趣旨の集会です。ご興味のある方は、ぜひお申し込みください。



題になった内容で今年度に対応可能なものなどは、すぐに担当部署へ周知し、順次対応してまいります。と考えています。



■市長コンセプトについてや、地域の諸問題などいろいろなお話ができました。

次回開催案内
日程 8月19日(火)
(詳細は次号の広報に掲載します)
対象者 禾生地区に住み、学び、働き、活動するの方々

内容 テーマは特に定めませんので、ざつくばらんにいろいろなお話をお聞かせください。ただし、次の内容については取り上げかねますので、ご了承ください。

- ① 個人的相談や苦情、または個人的要望に関すること。
- ② 特定の個人や団体に対する誹謗または中傷に該当すること。
- ③ 宗教、営業などに関すること。
- ④ 公序良俗に反すること。
- ⑤ その他市長が不適切と認めること。

※7月に予定されている「ふれあい集会」はきらめき女性塾の方を対象に開催する予定ですので、募集はありません。

後期高齢者医療保険についてのお知らせ

■所得区分について

自己負担	所得区分	対象要件
3割	現役並み所得者※	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度に加入している被保険者がいる方
1割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方
	低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方

※現役並み所得者の負担区分判定基準

同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定します。次の場合は、申請により「一般(1割)」の区分になります。

- ・同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が2人以上で、加入者の収入合計金額が520万円未満の場合。
- ・後期高齢者医療制度の加入者が1人で、収入の合計金額が383万円未満の場合。
- ・世帯で後期高齢者医療制度に加入している被保険者が1人であり現役並み所得者の場合は、同一世帯内の70歳～74歳の方を含めた70歳以上の方の収入の合計金額が520万円未満の場合。

◆保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、山梨県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。

保険料 (10円未満切り捨て)	=	均等割額 40,490円	+	所得割額 (所得－33万円)×7.86%
--------------------	---	-----------------	---	-------------------------

保険料率の改定について	
平成24・25年度保険料率	平成26・27年度保険料率
均等割額 39,670円	均等割額 40,490円
所得割率 7.86%	所得割率 7.86%
保険料賦課限度額 55万円	保険料賦課限度額 57万円

平成26・27年度について保険料率が改定になります。後期高齢者医療制度では財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費財源に充てるため保険料率の改定を行います。

◆普通徴収の方
普通徴収の方(納入通知書などにより直接金融機関などで納める方、あるいは口座振替を申請された方)は、7月中旬に保険料額決定通知書及び納入通知書が送付されます。納期は年8回(7月から翌年2月までの毎月)となっております。

◆所得割軽減
賦課のもととなる金額が、58万円を超えない被保険者については、所得割額が一律5割軽減されます。

◆被用者保険の被扶養者であった者に対する9割軽減
後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は課せられず、均等割額は9割軽減されます。均等割額は36,441円が軽減され、保険料額は年額で4,040円となります。

■均等割軽減の判定方法及び軽減額など

軽減割合	判定方法	軽減額	軽減後均等割額
9割軽減	8.5割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入80万円以下	36,441円	4,049円
8.5割軽減	33万円以下	34,416円	6,074円
5割軽減	33万円＋(24.5万円×被保険者数)以下	20,245円	20,245円
2割軽減	33万円＋(45万円×被保険者数)以下	8,098円	32,392円

※判定時は、世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額等にて判定します。
※公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

問合せ先：市民生活課
年金・医療担当

◆後期高齢者医療被保険者証
有効期限が平成27年7月31日の新しい後期高齢者医療被保険者証が7月下旬に簡易書留で郵送されます。被保険者証は届いた日から使用できます。昨年までの後期高齢者医療保険料に未納がある方は、有効期限が短くなる場合がありますので、ご了承ください。

現在お使いの被保険者証は、8月以降使用できません。個人情報なども記載されていますので裁断するなどして廃棄してください。

新しい被保険者証は、「薄紫色」です。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証
限度額適用・標準負担額減額認定証については、8月1日より新しいものとなります。認定証の色は変更ありませんが、有効期限が平成27年7月31日までのものとなります。

前年度交付を受けている方で、今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付します。前年度に公布を受けているのに証が届かない場合は、世帯に未申告の方がいる可能性がありますので、ご連絡ください。認定証は被保険者証とは別便で、同じく7月下旬に郵送します。

◆平成26年度後期高齢者医療保険料
7月に平成26年度後期高齢者医療保険料を決定します。平成26年度の保険料は、平成25年中の年金や給与・不動産などの収入に基づいて算定され、平成26年4月から翌年3月までの1年間で分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額を各期に納めていただきます。

◆特別徴収の方
特別徴収(年金より直接天引き)の方には、7月中旬に保険料額決定通知書及び納入通知書が送付され、10月・12月・翌年2月に天引きされます。また翌年度4、6、8月の仮徴収額は、2月に天引きされる特別徴収額と同額になります。

既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4、6、8月に納めていただいた金額を控除した差額が10、12、翌年2月の3回に分けて天引きされます。

◆納付方法
また昨年8・5割軽減や所得割5割軽減などに該当、あるいは年度の途中で保険料の変更などがあったことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更となった方で、本年10月より再度特別徴収となる方については、7、8、9月を普通徴収、10月以降特別徴収の方法による年6回で納めていただきます。

◆均等割軽減均等割額40,490円
同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等が次に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

◆所得割軽減
また各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届き、督促料や延滞金がかかります。

◆保険料の軽減
平成26年度の保険料の軽減判定基準については左記のとおりとなります。

平成26年度国民健康保険税の改正について

問合せ先：届出関係 市民生活課 年金・医療担当
課税関係 税務課 市民税担当
納税関係 税務課 収納対策室

■低所得者の保険税軽減措置の拡充

	変更前	変更後
7割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円を超えない世帯
5割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+24.5万円×(被保険者数－世帯主+特定同一世帯所属者数※)を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)を超えない世帯
2割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)を超えない世帯

※特定同一世帯所属者：国民健康保険被保険者が75歳到達により、国保資格を喪失した者で、資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。

■国民健康保険税賦課(課税)限度額の見直し

	医療給付分 (0歳から74歳)	後期高齢者支援金分等分 (0歳から74歳)	介護納付金分 (40歳から64歳)
所得割額(課税標準額※×率)	7.68%	2.45%	2.06%
均等割額(被保険者1人当たり)	27,500円	8,500円	10,300円
平等割額(1世帯当たり)	24,400円	7,500円	6,000円
賦課(課税)限度額	510,000円 変更なし	160,000円 変更前140,000円	140,000円 変更前120,000円

※課税標準額：前年中の合計所得金額－33万円(基礎控除額)
※平等割額について、特定同一世帯所属者がいる世帯は減額される場合があります。

◆国民健康保険税は世帯主に課税されます!
国民健康保険税は、世帯主が納付することになっていきます。このため、世帯主が社会保険などに加入している場合や後期高齢者医療保険に加入している場合でも、他の世帯員(家族)が国民健康保険に加入していれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

◆所得の申告は忘れずに!
国民健康保険税の決定や軽減判定、また入院時の食事代、高額療養費の算定などには世帯の所得情報が必要です。収入がない場合などでも忘れず所得の申告を行ってください。

やまなし子育て応援カードの利用拡大について

問合せ先：福祉課
子育て支援担当☎(46)5112



やまなし子育て応援カードは、平成25年11月より対象家庭を「県内の18歳未満の子どもの家庭」に拡大し、新しいカードに生まれ変わりました。

ステッカーを掲示した協賛店舗に応援カードを提示すると、料金割引や粗品進呈などのサービスを受けることができますので、多くの子育て家庭で交付を受けていただけますようお願いいたします。

これに伴い、平成25年10月末までに交付されたやまなし子育て応援カード(以下、旧応援カード)は、平成26年8月31日をもって廃止します。

旧応援カードをお持ちの方は、福祉課子育て支援担当窓口で新応援カードへの移行をお願いします。

注意事項 交付を受けるには、健康保険証や母子手帳など、対象家庭であることが確認できる書類が必要になります。

Clip!

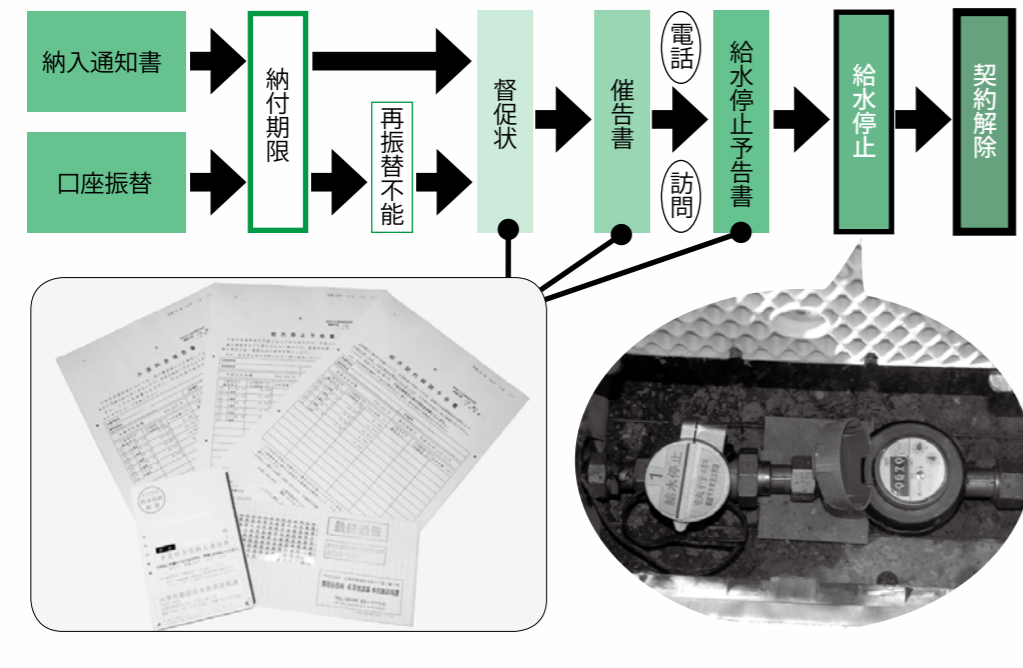
水道料金は納付期限までに納めましょう！

問合せ先：水資源活用課
水道業務担当・簡易水道担当

未納対策の実施
水道料金の未納者には、督促状・催告書の送付、電話・訪問催告などにより納入を促しておりますが、それでも支払いがない場合には、給水停止予告書を送付し、法令などに基づき給水停止を実施しています。給水停止後も納付及び連絡がない場合は、民法の規定に基づき、お客様との水道の給水契約の解除を行ってまいります。水道料金が滞らないように納付期限内の納入をお願いします。

口座振替をご利用ください！
こうした事態を避けるためにも、2カ月に1回自動的に振替納入できる便利な口座振替制度のご利用をおすすめします。（口座振替のご利用は、預金通帳（口座番号のわかるもの）、印鑑

■給水停止及び契約解除の流れ



（通帳届出印）および水道料金の領収書または使用水量などのお知らせ（お客様さま番号がわかるもの）をご持参のうえ、預金口座のある下記の取扱金融機関へお申し込みください。

取扱金融機関

- ・山梨中央銀行
- ・山梨信用金庫
- ・都留信用組合
- ・山梨県民信用組合
- ・クレイン農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行

Clip!

国民年金の保険料免除制度があります

問合せ先：日本年金機構大月年金事務所 ☎(22) 5837
市民生活課年金・医療担当

	納付額 (H26保険料 月額15,250円)	年金額	免除となる所得の目安
全額免除	0円	1/2	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の1納付	3,810円	5/8	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額納付	7,630円	6/8	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の3納付	11,440円	7/8	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

保険料免除制度は、所得に応じ4段階あり、全額免除は保険料の全額を免除します。一部納付（一部免除）制度は3種類あり、保険料の一部を納付し、残りの保険料は免除されます。免除制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主の前年度所得が一定基準額以下であることが条件となります。

それぞれの納付額と年金額の計算、免除となる所得の目安は左表のとおりです。

また、このほかに「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」などがあります。

◎平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除などを申請できます。

◎一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。



Clip!

公立大学法人都留文科大学職員採用試験案内

申込・問合せ先：都留文科大学 総務課
総務企画担当 ☎(43) 4341 (内210)

試験職種及び平成27年度採用予定人員
専任事務職員 3名程度

■受験資格
学校教育法に規定する大学を卒業（平成27年3月卒業見込みを含む）以上、またはこれと同等以上の資格を有する者。
※次に該当する方は受験できません。
（1）成年被後見人または被保佐人
（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
（4）外国籍の場合は、就職が制限される在留資格を有する者

■受験手続及び受付期間
受験申込書を平成26年8月1日（金）から8月15日（金）までに都留文科大学総務課総務企画担当まで持参または郵送にて提出してください。

申込書、試験案内は大学総務課で配布中です。郵送希望の方は、120円分の切手を貼った返信用封筒（角2型）を同封のうえ、請求してください。

なお、詳細は大学ホームページ（<http://www.isuruc.ac.jp/>）をご覧ください。



■試験日及び会場
第1次試験 平成26年9月21日（日）
都留文科大学3号館201教室
第2次試験（第1次合格者のみ）平成26年10月下旬

■試験の方法
第1次試験（筆記試験）
第2次試験（面接・作文）

■合格発表
第1次試験 10月3日（金）
第2次試験 11月中旬

■郵送先 〒402-8555
都留市田原3丁目8番1号
都留文科大学
総務課総務企画担当

Clip!

都留市赤十字奉仕団では新規団員を募集しています！

問合せ先：福祉課
地域福祉担当 ☎(46) 5112



■都留市防災フェスティバルで活動する都留市赤十字奉仕団員

赤十字奉仕団とは、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

おもな活動内容は、市の総合防災訓練や赤十字社主催の炊き出し訓練・応急救護訓練への参加、献血会場での奉仕活動、救急法（心肺蘇生法、包帯法、止血法など）修得のための研修、介護老人保健施設「つる」や特別養護老人ホームでのボランティア活動など、赤十字の理念に基づき、人々のしあわせを願い、明るく住みよい社会を築くため、様々な活動に取り組んでいます。

都留市赤十字奉仕団では、男女を問わず新規団員を募集しています。奉仕団活動に興味がある方は、上記までお問い合わせください。

Clip!

結婚50周年を迎えられたご夫婦の金婚を祝う

申込・問合せ先：市社会福祉協議会 ☎(46)5115
福祉課地域福祉担当 ☎(46)5112



■昨年の金婚式祝賀会では保育園児によるお遊戯や、ボランティアの方々による演奏などが披露されました。

都留市社会福祉協議会では、結婚50周年を迎えられたご夫婦を対象に金婚式祝賀会を開催します。お申し込みがお済でない方は、上記までお早めにお電話で申し込みください。

平成26年度金婚式祝賀会の開催のご案内

日時 9月26日(金)14時から
(受付13時30分から)

場所 都留市下谷2516-1
いきいきプラザ都留3階

参加料 無料

内容
金婚(結婚50周年)を迎えたご夫婦をお祝いします。
結婚50周年を祝う式典
・アトラクション
・記念写真撮影

対象 次のいずれかに該当し、市内に住居登録のあるご夫婦

1. 昭和38年9月16日～昭和39年9月15日の間に婚姻されたご夫婦
2. ※この間に事実上婚姻していれば婚姻の届出日は問いません。
昭和38年9月15日以前に婚姻され、これまでに金婚式祝賀会に参加されていないご夫婦

Clip!

在宅高齢者デイサービスセンターの指定管理者の募集について

問合せ先：健康推進課
保健福祉センター担当

市では、在宅高齢者デイサービスセンターを平成18年度より指定管理者制度を導入し管理していますが、平成27年3月31日をもって同センターの第3期目の指定期間が満了となるため「都留市デイサービスセンター」および「都留市公の施設の指定管理者の指定の手續き等に関する条例」に基づき、平成27年度以降も引き続き施設の管理を代行できる指定管理者を募集します。

施設の概要

名称 都留市デイサービスセンター
所在地 都留市下谷 2516番地1
(都留市保健福祉センター)
いきいきプラザ都留内)

利用定員 35名(提案により変更することがあります。)

応募資格(抜粋)

- ① 市内に事業所または事務所を有する社会福祉法人であること。
- ② 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業所による通所介護の指定を受けていること。
- ③ 障害者自立支援法の規定に基づく基準該当障害福祉サービス事業を行う基準を満たすことができること。

募集、選定スケジュール

- ① 募集要項の配布 7月4日(金)～7月18日(金)
- ② 申請書類の受付期間 7月28日(月)～8月15日(金)
- ※ 配布、受付は土曜、日曜、祝日を除く8時30分から17時15分まで
- ③ 審査 9月中(ヒアリングおよび実地調査予定)
- ④ 選定結果の通知 10月中旬

募集要項配布場所、質疑受付場所、申請書類提出場所、問合せ先
保健福祉センター
健康推進課
いきいきプラザ都留内
保健福祉センター担当
都留市下谷2516番地1
☎(46)51113 内線120
FAX(46)51119
Eメール kenkou@city.ssuru.lg.jp

Clip!

職員採用試験のお知らせ【市職員、市立病院・介護老人保健施設「つる」】

問合せ先：行政管理課 職員担当
市立病院事務局 庶務担当

市職員
試験職種および採用予定人員

行政職(上級) 10名程度
行政職(上級)(社会福祉士) 1名程度
看護・保健職(保健師) 1名程度
消防職(上級)(都留市消防署勤務) 2名程度
消防職(初級)(都留市消防署勤務) 2名程度
消防職(初級又は上級) 1名程度
(道志出張所勤務)

■受験資格
地方公務員法第16条の欠格条項のいづれかに該当する者、または日本国籍を有しない者は受験できません。

行政職(上級)・行政職(上級)(社会福祉士)
○昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業(平成27年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する方
※社会福祉士は資格を有する方
(平成27年3月取得見込みを含む)
看護・保健職(保健師)
○昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方(平成27年3月取得見込みを含む)
消防職(上級)
○昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業(平成27年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する方
○普通自動車運転免許(平成27年3月取得見込みを含む)、オートマチック限定免許を除く)を有する方
○採用時以後、勤務地に居住できる方

消防職(初級)
○平成2年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、高等学校を卒業(平成27年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する方
○普通自動車運転免許(平成27年3月取得見込みを含む)、オートマチック限定免許を除く)を有する方
○採用時以後、勤務地に居住できる方
消防職受験資格
男性：身長おおむね160センチ以上、体重おおむね50キログラム以上、視力など正常な女性：身長おおむね155センチ以上、体重おおむね45キログラム以上、視力など正常な方

■受験手続および受付期間
受験申込書を平成26年8月1日(金)から8月15日(金)までに総務部行政管理課職員担当まで提出してください。(受験案内は、7月1日(火)から配布します。)

■試験日及び会場
第1次試験 平成26年9月21日(日)
都留市役所3階大会議室
第2次(面接・作文)試験 平成26年10月下旬(第1次合格者のみ)試験の方法
第1次試験(筆記試験)
第2次試験(面接・作文)
※「消防職」は右記試験以外に体力検査を行います。
合格発表 第1次試験 10月3日(金)
第2次試験 11月中旬

市立病院・介護老人保健施設「つる」職員

○看護師の資格取得のために借入れた奨学金の返済資金助成制度があります。

○助産師、認定看護師等資格取得支援制度があります。

○院内保育所「みはらし」にお子さまをあずけて、安心して働くことができます。

募集職種・人員

看護師 6名程度
薬剤師 1名
診療放射線技師 1名
視能訓練士 1名
介護福祉士 2名

■受験資格・要件

○昭和59年4月2日以降に生まれた方で既に募集職種の資格を取得している方
○昭和59年4月2日以降に生まれた方で平成27年4月1日までに募集職種の資格を取得する見込みのある方
※地方公務員法第16条の欠格条項のいづれかに該当する方、または日本国籍を有しない方は受験できません。

■応募期間
平成26年7月7日(月)～7月31日(木)
※郵送の場合は、平成26年7月31日消印有効

■応募書類

- ① 受験申込書
- ② 身上書付履歴書
- ③ 募集職種の免許の写し
- ④ 写真1枚 ※履歴書に貼付したものと同一写真(4センチ×3センチ)で裏面に

■試験内容

第1次試験 作文試験、一般教養試験、適正試験
※看護師は作文試験のみ
第2次試験 面接試験

合否通知
平成26年9月中旬までに郵送にて通知します。

採用予定日
平成27年4月1日
※看護師については、相談により先行採用も可能

応募・問合せ先
都留市立病院事務局庶務担当
〒402-0005
山梨県都留市つる5丁目1番55号
☎(46)1811(代)内線206
FAX(46)2467

Clip!

地産地消および6次産業化への助成制度について

問合せ先：産業観光課
農林振興担当

（1）生産資材（ハウスのビニール、マルチ、病虫害シート、保溫シートなど）
（2）供給資材（出荷テープ、ラベルシール、出荷容器など）

補助対象経費
市内の共同直売所、生鮮食品などを扱う販売所および学校給食センターに農林水産物を出荷している農業者など

地産地消とは？

地域で生産されたものを、その地域で消費することで、農業者と消費者を結び付ける取り組みです。これにより、消費者が生産者と「顔が見え話しができる」関係で地域の農産物を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化につながります。

都留市農林水産物地産地消推進事業補助金

農林水産業により地域の活性化を図るための地産地消推進事業を実施する農業者などに対して、補助金を交付するものです。

6次産業化とは？
農業等の1次産業が、加工（2次産業）・流通販売（3次産業）にも業務展開している経営形態です。流通・販売まで直営で行うため中間コストの削減や他の産地との差別化による「ブランド化」（高付加価値化）ができ、所得の向上につながるなどのメリットがあります。

都留市6次産業化推進事業補助金
地域産業の発展に資するため、6次産業化に取り組み新たな付加価値を生み出す事業を実施する方に対して、補助金を交付するものです。



（3）農林水産業施設宣伝資材（直売所看板、パンフレット、のぼり旗など）
※市内で購入したものに限りま
す。



交付対象者
・市内に事務所もしくは事業所を有し事業を営む者
・市内事業者により組織される団体

補助対象事業および補助額
（1）加工品開発
都留産農林水産物を活用した加工品の開発、販路開拓などに要する経費（原材料費、機械装置のリース料、調査研究費、広報宣伝費など）
補助額 補助対象経費の2分の1で上限100万円

問合せ先：基盤整備課
建築・住宅担当

Clip!

無料！木造住宅耐震診断実施中！

募集戸数 40戸（申込み順）
※この診断により、補強の必要があると診断された住宅で耐震改修をする方は、補助金が受けられます。詳細については、担当までご連絡ください。

内容
・耐震診断及び診断結果の説明
・耐震化改修工事に係る概算費用の算定

調査対象建物
診断の対象は、次の条件を全て満たすものです。
（1）昭和56年5月31日以前に着工された住宅
（2）木造の個人住宅で2階建て以下の建物（長屋および共同住宅以外の建物）
（3）所有者が市内に住所を有し、かつ、自らが居住するもの

家族や財産を守るため、耐震診断・改修をしましょう。
地震による住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりの推進を図るため、市では今年度も木造個人住宅の「耐震診断」を実施しています。
この事業は、希望する皆さまの家に、「耐震診断技術者」を派遣し、調査を行い、大規模地震に対する防災意識と耐震対策を支援するものです。

Clip!

八朔祭に、積極的に参加してみませんか？

問合せ先：記事内をご覧ください

大名行列お姫様・腰元役募集！

9月1日(月)、八朔祭にちなむ「ふるさと時代祭り」が開催されます。祭りの呼び物として繰り出される大名行列は総勢120名で奴姿の赤熊、お姫様やお殿様たちが歴史絵巻を繰り広げます。皆さんもこの大名行列に参加しませんか。
出演日 9月1日(日)12時～18時
※8月24日(日)13時から総練習があります。
※8月上旬に衣装・髪合わせがあります。
募集人員
お姫様(市内在住または出身の未婚女性) 1名
腰元(市内在住または出身の未婚女性) 若干名

配役

それぞれの道具と衣装をまとい大名行列に入って行進します。
応募締切 7月15日(火)
抽選発表
姫役の応募者が多数の場合は、選考会を行います。腰元役の応募者が多数の場合は抽選により決定します。

申込・問合せ

※お電話にて申し込みください。
産業観光課内
ふるさと時代祭り実行委員会事務局
☎(43) 1111 内線154

大名行列の花形「赤熊」募集！

大名行列の花形とも言える赤熊と一緒に演じてみませんか？
下天神町大名行列保存会では、赤熊の伝統を後継していく仲間を募集しています。
出演日 9月1日(日)12時～18時
募集人員 一般男性 若干名
※8月20日(水)、21日(木)、22日(金)19時からの赤熊練習と24日(日)13時30分からの総練習の全てに参加できる方
配役 赤熊
※奴の衣装をまとい道具をもって大名行列に入って行進します。
応募締切 7月15日(火)
申込・問合せ
※お電話にて申し込みください。
産業観光課内
ふるさと時代祭り実行委員会事務局
☎(43) 1111 内線154



「八朔inつる」参加者・スタッフ募集！

9月1日の夜、谷村第一小学校グラウンドで行う「八朔inつる」の参加者・スタッフを募集します。
ステージでの発表、テントで展示などをしたい団体やサークル、お祭りを盛り上げる企画・アイデアのある方、お祭り好きな方をお待ちしています。
※年齢は、18歳以上の方に限ります。

応募締切 7月15日(火) 申込・問合せ

八朔inつる実行委員長(新館)
☎090(4823)4844



Clip! 犬・猫の飼い主さんへ

問合せ先：市民生活課
環境創造室

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です!

「狂犬病予防法」に基づき、犬の飼い主には飼い犬について生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。鑑札及び注射済票を犬に着けていない場合は、20万以下の罰金が科せられます。また、鑑札や注射済票など所有者を明示するものがないと、保護をした際に飼い主と連絡を取ることができません。言葉を話せないペット(動物)のために、日頃から、飼い主の連絡先が分かるようにしておきましょう。

犬の死亡届などについて

犬の所有者の変更や犬が死亡した場合には、届出が必要です。市民生活課環境創造室までお届けください。

犬を放し飼いにしないで!

「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、犬は綱や鎖でつなぐか、柵やオリなどの囲いの中で飼育しなくてはなりません。違反した場合は、十万円以下の罰金が科せられます。また、市役所で犬を保護した場合は、1頭1日につき千円の手数料が掛かります。



猫の飼い方について

「猫は外で飼うもの」という考えをお持ちの方が多いと思います。しかし、自由に出歩くことのできる猫が、他人の敷地に侵入したり、場所を選ばず糞尿をしてしまうことなどが、地域社会でのトラブル発生の原因となっています。

猫はエサが十分に与えられていて、安心して過ごせる空間があれば外に出なくても幸せに暮らすことができます。

むしろ外に出ることで交通事故に遭うことや他の猫から病気に感染することもあります。そのため、猫を室内で飼いましょ。

飼い猫に名札をつけましょ!

あなたの猫が迷子になったら、不慮の事故にあつて家に戻れなくなつたとき、発見されても名札がなければ連絡をとることができません。室内飼いの猫であっても名札をつけましょ。

Clip! 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

問合せ先：政策形成課 給付金事務室
☎(43)1121、(43)1125

申請書は届きましたか?

申請書が届かない方は、次の場合が考えられます。

- ・生活保護受給者の方(臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金)
- ・平成26年度分の市民税の申告が未申告の方(臨時福祉給付金)
- ・あなたを扶養している方に平成26年度分市民税が課税されている方(臨時福祉給付金)
- ・公務員の方(子育て世帯臨時特例給付金) など

※公務員の方に関して、市では児童手当を受給しているかどうかの把握ができませんので、お手元へ申請書などを送ることができません。申請方法については以下の「公務員の方へ」をご覧ください。

この場合以外で、申請書が届いていない方は都留市役所給付金事務室までお問い合わせください。

公務員の方へ(子育て世帯臨時特例給付金)

「子育て世帯臨時特例給付金」は、対象者の住所が基準日(平成26年1月1日)に都留市にある場合、都留市が申請先となります。公務員の方は、申請方法や必要書類が一般の方と異なるのでご注意ください。

申請方法

①勤務先から「児童手当受給状況証明書」と「申請書(公務員用)」を入手してください。

※申請書は市役所、各地域コミュニティセンターにも備え置きますのでそちらからも入手できます(公務員用申請書は全国共通です)。

②入手した申請書に必要な事項を記入し、押印してください。

詳しい記入方法については、市役所ホームページをご覧ください。都留市給付金事務室までお問い合わせください。

③必要書類を揃え、提出してください。(郵送可)

「児童手当受給状況証明書」と「申請書(公務員用)」に加え、次の必要書類を準備してください。

- ・必要書類について
- ・受取方法により必要書類が異なりますのでご注意ください。
- ・児童手当振込口座への振込を希望される場合は、「児童手当受給状況証明書」の記載内容により記入内容が異なりますので、下記表をご確認ください。
- ※申請書の内容に不備がある場合はお返しすることがあります。記入もれや間違いのないよう十分にご確認ください。

■受取方法欄の記入方法と必要書類(公務員の方の場合)

希望する受取方法	申請書「受取方法欄」の記入方法	本人確認書類	口座確認書類
児童手当振込口座への振込を希望し、「児童手当受給状況証明書」に支払金融機関の記載がある場合	「A」にチェック	× 不要	○ 必要
児童手当振込口座への振込を希望し、「児童手当受給状況証明書」に支払金融機関の記載がない場合	「B」にチェックし口座情報を記入	○ 必要	○ 必要
児童手当振込口座以外の口座への振込を希望する場合	「B」にチェックし口座情報を記入	○ 必要	○ 必要

④申請受付となります。申請は郵送か、市役所にある窓口での受付となります。

受付期間 7月1日(火)から9月30日(火)までの3カ月間(郵送の場合は9月30日消印有効)

郵送時宛先
〒402-8501
都留市上谷一丁目1番1号
都留市役所給付金事務室 行
問合せ先
上記電話番号またはEメール
kyufukin@city.tsurugijp

Clip! ふれあいパーティー参加者募集!

問合せ先：記事内をご覧ください

都留市結婚相談所ではステキなパートナーとの出会いを求めている方のために「ふれあいパーティー」を開催します。釣りやバーベキューを楽しみませんか(アルコール無し)。お気軽にご参加をお待ちしています。

日時 8月3日(日)
11時～(受付10時30分)

場所 ベリーパークイン
フィッシュオン鹿留
(都留市鹿留1543番地)

対象者
男性 市内在住45歳までの結婚を考えている方20名
女性 45歳までの結婚を考えている方20名

参加費 3,000円

※応募者多数の場合は抽選となります。

申込方法 参加申込用紙(市民生活課に備え付け)に記入の上、郵送またはFAX

申込期限 7月18日(金)消印有効
参加の可否は、後日連絡をします。

問合せ先 都留市結婚相談所事務局
(都留市市民生活課)
都留市上谷1丁目1番1号
☎(46)0170
FAX(20)3622

子育て情報コーナー

とちかちび

今月の「ふれあい・子育てサロン」

親子一緒にのサロン

日時 7月7日(月)
受付9時～10時

場所 いきいきプラザ都留2階

持ち物 各自必要な物

費用 200円(保険・運営費)

リフレッシュ(託児サロン)

※7月のリフレッシュサロンの予定はありません。

次回は8月25日(月)の予定となります。

よみかせボランティア

「ひびきの会」の読み聞かせ

日時 7月12日(土)14時

場所 市立図書館おはなしコーナー

内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読みます。

こぐまクラブの「こぐまのちいさなおはなし会」

日時 7月18日(金)10時30分

場所 市立図書館おはなしコーナー

内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

こぐまの会の「ワクワクおはなし会」

日時 7月26日(土)14時

場所 市立図書館おはなしコーナー

内容 幼児むけの手あそび、よみかせなどをします。

ベビーヨガ&マッサージ

ベビーヨガ、マッサージや、手形足型スタンプを行います。

日時 7月16日(水)10時30分

場所 まちづくり交流センター1階和室

対象 3カ月～1歳(要申込み)

参加費 300円

持ち物 バスタオル、飲み物

申込・問合せ先 友野

☎090(7710)2389